

清掃及び警備業務の委託契約に係る指名業者選定基準

[平成14年12月27日制定]

(目的)

第1条 この基準は、帯広市清掃及び警備業務委託競争入札参加資格審査委員会並びに帯広市清掃及び警備業務委託競争入札指名委員会に関する要綱(平成13年2月1日制定。以下「業務委託審査要綱」という。)第13条の規定に基づき、指名競争入札に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争入札参加有資格者 業務委託審査要綱第9条第1項に規定する格付名簿に搭載された者をいう。
- (2) 業務等級 発注契約の設計金額に基づき別表1に規定するものをいう。
- (3) 発注契約 発注しようとする業務委託契約をいう。
- (4) 有資格者等級 業務委託審査要綱第8条第3項の別表2に規定するものをいう。

(指名の判断事項)

第3条 市長は、競争入札参加有資格者につき、次の各号を調査の上、第4条により指名するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 過去の履行成績
- (4) 発注契約における地理的条件(本店、支店、営業所等の市内営業拠点の有無)
- (5) 発注契約の内容に適した専門性及び技術的適性
- (6) その他発注契約に対する履行能力

(指名の方法)

第4条 市長は、発注契約の指名に当たっては、業務等級に相応する有資格者等級のうちから指名する。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、業務等級に相応する有資格者等級の直近上位及び直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

- (1) 発注契約に相応する有資格者等級に属する者が少ない場合
- (2) 発注契約の設計金額が業務等級に対応する区分の上限又は下限に近い場合
- (3) 発注契約を現に受注している場合

3 第1項及び第2項にかかわらず、次の各号に該当する場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えて、当該等級の上位及び直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。

- (1) 発注契約の性質又は目的により、その履行について高度の技術若しくは設備を必要とするとき。
- (2) 当該等級に属する者がいないとき又は指名しようとする者の総数の2分の1に満たないとき。

(指名の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を入札参加者に指名することができない。

- (1) 帯広市の建設工事等の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日施行）に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 発注契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (4) 発注契約の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (5) 前各号のほか、第3条の各号を調査した結果、指名することが不相当と認められる者

(指名業者数)

第6条 市長は、発注契約の設計金額に応じて次の各号に規定する数の者を指名するものとする。ただし、特殊又は特別な技術を要する業務のため、これにより難しい場合は、その限りではない。

- (1) 5,000万円以上 7名以上
- (2) 1,000万円以上5,000万円未満 5名以上
- (3) 1,000万円未満 3名以上

(その他)

第7条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成14年12月27日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 業務等級表

区分 等級	発注契約の設計金額
A	1,000万円以上
B	5,000万円未満
C	1,000万円未満